

## 議事内容

(1) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の横江彩委員、2号委員の村上慎二郎委員に決定した。

## (2) 付議事項

### 第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

【松田農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【藤田委員】 1-12 ページの 803-8 団地は、主たる従事者の死亡による除外だが、同団地の除外しないところは、別の所有という認識でよいか。

【松田農政課長】 認識のとおりである。

【磯部会長】 他に意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。  
(全員挙手)

【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

## (3) 諮問事項

### 諮問第1号 特定生産緑地の指定について

【松田農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【伊藤委員】 都市農業振興基本計画において、都市農地は「宅地化するべきもの」から都市に「あるべきもの」に転換し、都市農業を重要な産業として考え、計画的に保全を図ると定められる中で、春日井市では面積要件の緩和を行わないこと等から、整合性が合わないのではないかと。

【松田農政課長】 都市農業・都市農地の多様な機能性が都市農業振興基本法に記されており、6つの項目が柱となっている。6つの項目とは、新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験や交流の場、都市住民の農業への理解の醸成とあり、それらの項目は春日井市内の代替するもので補完されているものとする。そのため、春日井市では500㎡から300㎡に引き下げは行わず、現状の一団で500㎡以上の農地について希望する方は、特定生産緑地に指定するという考えである。

【伊藤委員】 2-5 ページの5に記載する82名が特定生産緑地にしないと表明していることについて、都市型の農地がその分無くなり、市街化区域の中で宅地化していくことが想定される。災害時等食糧不足が懸念されるが、そのあたりどう取り組むべきか考える必要があるのではないか。

【松田農政課長】 生産緑地法では、生産緑地に指定後30年の経過、もしくは農業の主たる従事者の死亡及び従事不可能となる故障の場合、市長に対して買取り申出をすることができることになっており、買取りがない場合、農業委員会などを通じ、農業従事者へ斡旋を依頼している。その斡旋が不成立の場合、生産緑地の行為制限が解除となり、宅地化が可能になる。そのため、宅地化を規制することができないことはご理解いただきたい。

【伊藤委員】 従事者の意思で継続されていくことは認識しているが、このまま宅地化が進むことがやむを得ないよう聞こえるため、農業振興の点と相反するのではないか。また、宅地化を止める術がないということだが、宅地化が進むことに反して、人口は減少していくことが想定されている中で、空き家の問題が懸念されるが、この対応はどのようにすべきか。個人的な意見として、土地の総量規制というものも必要ではないか。そのあたりもこの審議会の中で検討できたらと思う。

【石原委員】 今回、面積の引き下げは行わないということだったが、市が条例を定めれば面積要件を引き下げることができるということについて、土地所有者に実情を確認しているのか。また、2-4 ページの3方針に、市内には都市公園が多く配置されており、それを利用して良好な自然環境の保全、景観の形成をしていくとあるが、都市公園については、今までと違ったやり方で管理していく予定なのか。

【松田農政課長】 本制度において面積要件を引き下げられる理由としては、道連れ解除を防ぐ目的が1点と今まで生産緑地として指定されていない農地を指定できるということであるが、道連れ解除になる可能性があるのは1名のみで、本人に説明して納得していただいている。また、新たに追加指定したいという申出も窓口で1名来課があるのみであ

る。

**【森都市政策課長】** 都市公園の管理については、市内の公園は住民一人あたり 11.4 m<sup>2</sup>の面積を有しており、都市計画マスタープランの中でも、整備から長期間経過した公園については、利用状況や地域住民のニーズも変化していることから、遊具のリニューアルなど、公園の機能や配置のあり方について検討するよう記載している。また、本年2月に策定した緑の基本計画においても、公園施設の老朽化対策については、計画的に効率的な更新、修繕に努めていく方針を示している。

**【石原委員】** お手洗いについてはどうか。

**【森都市政策課長】** トイレについても公園施設の一つであり、適宜更新に努めていくものと考えている。

**【横江委員】** 市内の緑被率について、生産緑地は多くの割合を占めていると思うが、特定生産緑地に指定する方が減少した場合、緑被率をどのように増やしていくのか。また、宅地並みの課税とどれほど異なり、所有者がメリット・デメリットを理解できているのか。

**【森都市政策課長】** 失われてしまう部分は、同じエリアでは難しいが、基盤整備を進めている土地区画整理事業などにおいて公園の整備を進めるなど、緑の確保に努めている。

**【磯部会長】** 緑の基本計画などに具体的な目標値はあるのか。

**【森都市政策課長】** 緑被率の目標値については、2014年時点で市域全体の42%と示している。

**【松田農政課長】** 税制については、3大都市圏特定市では、激変緩和措置として5年間かけて徐々に金額が上昇する。金額は農林水産省のホームページにも記載しているイメージでは、生産緑地地区は1,000 m<sup>2</sup>あたり数千円、生産緑地地区以外の特定市街化区域農地は1,000 m<sup>2</sup>あたり数十万円と金額的な差がかなり大きいため、土地所有者は理解していると認識している。

**【大塚委員】** 1点目として、2-4 ページの3方針の文章では、生産緑地の減少は名古屋の近郊で宅地化が進んだことが原因と感じてしまう。本来は主たる従事者の死亡又は故障によるものであるため、誤解を生むの

ではないか。2点目として、2-5 ページの4※3の幅員12mに変更することについて、県の生産緑地法の運用の手引きやガイドラインに則ったものか。3点目として、生産緑地の指定にあたり、実際に農業が営まれているか確認は行うのか。

**【松田農政課長】** 1点目の記載内容については、再度内部で検討する。2点目については、大塚委員の認識のとおり、県の手引きに示されているものであり、その内容を準用している。3点目については、指定の意向がある農地は全て確認している。

**【宮地委員】** 2-4 ページの3方針について、宅地化は必要ないと考えている。食料自給率の低下が懸念される中で、農業をどうやって保全していくのかということや都市農業振興基本法の基本理念に示す、都市住民に新鮮な農産物を供給する機能をどうするのかについて考えるべきではないか。調整区域に農地が多くあるから良いという問題ではない。

**【松田農政課長】** 全ての所有者に意向調査を行ったところ、生産緑地指定の意向がない方は、後継者がいなかったり、本人もこの先は従事が難しい状況である。市街化区域では、経営としては成り立たないところがほとんどであり、産地直売所等に出荷する方で残る部分もあるものの、減っていつてしまう。市としても、農地を残せるように窓口へ来課される方には継続されるよう促している。

**【宮地委員】** 現状難しいということではなく、食糧自給率が約37%程である中でどうすれば市街化区域でも農業が成り立つのか対策を考えていただきたい。

**【磯部会長】** 都市農地をどのように活用していくか、都市にあるべきものは何かについて、皆さんのアイデアをいただくことも必要。また、特定生産緑地については、今後の都市計画審議会としての対応はどうか。

**【松田農政課長】** 今後は、令和4年12月が30年経過の最初の期限であるため、今回指定されず、新たに指定の意向がある方がいれば、都市計画審議会の方で報告させていただく。

【磯 部 会 長】 指定から 30 年経過し、多くの農地が宅地化されるのも気になるので、大きな開発行為などは市の方で適切にアドバイスいただきたい。  
今回の審議会については、意見無しとする。

---

---

午前11時15分閉会